

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	上下水道事業部 平成30年度分(必要に応じて令和元年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 元 年 7 月 17 日
提出日(最新提出日)	令和 2 年 4 月 23 日
担 当	上下水道事業部上下水道事業政策課(TEL4032-3113)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 適正な事務執行について 岐阜市上下水道事業部企業会計規程第112条第1項において、固定資産を廃棄しようとする場合は、上下水道事業政策課長に合議のうえ、管理者の決裁を受けなければならないとされている。 しかしながら、平成30年度に廃棄した水道メーター及び計測器(井戸水メーター)について、決裁を受けていなかった。 今後は、岐阜市上下水道事業部企業会計規程を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>令和元年度は、事務マニュアルを作成し、岐阜市上下水道事業部企業規程に基き、適正に事務を執行した。</p>
<p>2 交通事故の防止について 平成30年4月から平成31年3月までの間に、公用車による事故が3件発生した。そのうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車して誘導しなかった。 後退時の安全確認の励行について指導されたい。</p>	<p>所属長は事故を発生させた職員及び同乗者に対し、実地により運転指導を実施した。さらに、所属長は所属職員の交通安全意識の向上を図るため、交通安全に関する研修会を実施した。特に後退時における事故について指導し、職員が同乗している場合は後退時に降車及び誘導するよう指導を行った。 また、交通事故防止を目的とした通知を發出し注意喚起を促すとともに、岐阜南警察署の交通課交通総務係長を招き全職員を対象とした交通安全法令講習会を2日間開催するなど交通安全・事故防止に努めた。</p>